

## 南相馬市ふるさと回帰支援センターマスコットキャラクター「のまたん」の使用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、南相馬市ふるさと回帰支援センターマスコットキャラクター「のまたん」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (使用基準)

第2条 キャラクターは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 南相馬市(以下「市」という。)の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) その他会長が使用について適当でないとき。

### (使用申請等)

第3条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ南相馬市ふるさと回帰支援センターマスコットキャラクター「のまたん」使用承認申請書(第1号様式。以下「使用承認申請書」という。)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 南相馬市ふるさと回帰支援センターが業務のために使用するとき。
- (2) 市立の小学校及び中学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

### (使用承認等)

第4条 会長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に南相馬市ふるさと回帰支援センターマスコットキャラクター「のまたん」使用(変更)承認通知書(第2号様式。以下「使用(変更)承認通知書」という。)により通知するものとする。この場合において、会長は、使用条件を付することができる。

2 会長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に南相馬市ふるさと回帰支援センターマスコットキャラクター「のまたん」使用(変更)不承認通知書(第3号様式。以下「使用(変更)不承認通知書」という。)により通知するものとする。

### (使用承認期間等)

第5条 使用承認期間は、承認日から起算して2年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。

2 前項に規定する使用承認期間が終了し、再度使用承認を受けようとする者は、第3条の規定により使用承認申請書を南相馬市ふるさと回帰支援センターに提出し、その承認を受けなければならない。

### (使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、営利目的以外の場合は原則、無料とする。

### (使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、会長が付した使用条件に従うこと。

- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 南相馬市ふるさと回帰支援センターマスコットキャラクター「のまたん」デザイン使用マニュアル（以下「マニュアル」という。）に基づき、正しく使用すること。
- (4) デザインの改変等応用使用はしないこと。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。
- (5) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (6) 南相馬市ふるさと回帰支援センターマスコットキャラクター「のまたん」には、「南相馬市ふるさと回帰支援センター」を付記すること。
- (7) 前号の規定にかかわらず、「南相馬市ふるさと回帰支援センター」を付記することが困難な場合は、会長が認めた表記方法とすること。
- (8) キャラクターを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）は、完成後、速やかに会長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (9) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

（承認内容の変更）

第8条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、南相馬市ふるさと回帰支援センターマスコットキャラクター「のまたん」使用変更承認申請書（第4号様式。以下「使用変更承認申請書」という。）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の規定により使用変更承認申請書の提出があった場合、その内容を審査し、変更を承認するときは、使用者に使用（変更）承認通知書により通知するものとする。
- 3 会長は、前項の規定により審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に使用（変更）不承認通知書により通知するものとする。

（使用承認の取消し）

第9条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
  - (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が不相当と認めるとき。
- 2 会長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に南相馬市マスコットキャラクター「のまたん」使用承認取消書（第5号様式。以下「使用承認取消書」という。）により通知するものとする。
  - 3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。
  - 4 会長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

（責任の制限）

第10条 前条の規定によりキャラクターの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、南相馬市ふるさと回帰支援センターはその責めを負わない。

- 2 使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、南相馬市ふるさと回帰支援センターは、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

南相馬市ふるさと回帰支援センターマスコットキャラクター「のまたん」  
使用承認申請書

年 月 日

南相馬市ふるさと回帰支援センターあて

申請者 住所

(所在地)

氏名

(名称及び代表者名)

印

南相馬市ふるさと回帰支援センターマスコットキャラクター「のまたん」を次のとおり使用したいので、申請します。

使用物件名	南相馬市ふるさと回帰支援センターマスコットキャラクター「のまたん」イラスト（ ）点 種類（ ）
使用目的 及 び 使用 方 法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用数量	
連絡先	(担当者) (電話)
添付書類	使用物件を販売する場合は、次の添付書類を提出すること。 1 企画書（商品名、材料、種類、サイズ、製造場所、販売価格、販売場所、図案、レイアウト、原稿等） 2 その他参考となるもの